

# 令和4年度「適応指導教室（陽だまり教室）」運営要領

甲州市教育委員会

## 1 目的

不登校児童生徒の保護者及び学校と連携を密にしながら、不登校児童生徒に対し、仲間とのふれあいと学習補充への援助を通し、再登校できる意欲を持たせるとともに児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的自立を促すことを目的とする。

## 2 内容

(1) 児童生徒の集団生活への適応指導と学力補充への援助・指導

○ 集団生活適応指導

- ① スポーツ・ゲーム・助け合い学習等を通して人間関係を学ばせる。
- ② 担当指導教師との話し合い等を通し、ふれあいを深める。

○ 学力補充援助

- ・ 各自に、学習の進度にあった自主学習を求め、必要に応じて援助する。

○ 集団生活適応指導

(2) 「適応指導教室」入室の児童生徒本人と保護者に対する教育相談及び連携

(3) 「適応指導教室」入室の児童生徒に関する調査研究・指導結果の記録保存

- ① 不登校に陥った原因・誘因等の実態把握と、援助指導の記録
- ② 児童生徒の不安を和らげる入室から再登校にいたるまでの手立ての確立

(4) 不登校児童生徒の在籍校及び関係機関との連携

- ① 支援が必要な児童生徒に関する必要な情報の収集と集約を行う。
- ② 通室状況や援助指導の状況報告を行う。
- ③ 在籍校での不登校児童・生徒に対する指導への助言・支援を行う。
- ④ 支援計画を在籍校や関係機関と共通理解を図る。

## 3 対象児童生徒

市内の学校に在籍する小学校5年生及び6年生の児童並びに中学の生徒




## 4 定員

10名

## 5 指導担当職員

3名

## 6 入室

1	入室相談依頼	学校から見学相談依頼を受ける。
		
2	入室相談	保護者・本人・（学校職員等）が、来所して見学及び相談を行う。
		
3	通室（体験）	2回程度体験通室する。
		
4	入室手続き	活動状況を観察し、入室の可否を検討する。 入室が適当と判断する場合は、入室手続きを通知する。
		保護者が、在籍学校長に入室願いを提出し、在籍学校長は、それを受けて、 教育委員会に入室依頼書を提出する。 【様式1・2】



5	正式入室	教育委員会は、入室承認通知書を在籍学校長及び保護者に送付する。 【様式3】
---	------	---------------------------------------

\* 陽だまり教室への毎月の出席状況は、在籍校へ報告をする。

\* 正式入室の期間は入室許可を受けた当該年度末までとする。

\* 他の児童生徒に迷惑や害を及ぼす行為があり、通室が望ましくないと判断した場合は、入室を取り消すこともある。

\* 通室途上や教室での活動の方が一の事故については、在籍校の「独立行政法人日本スポーツ振興センター法」の適用をする。

## 7 退出

1	退室要件	通室児童生徒の保護者から適応指導教室退出書により退室の申し出があった場合。 【様式4】
		通室児童生徒が対象者でなくなったとき。
		教育委員会が通室児童生徒の通室を継続することが困難であると認めたとき。



2	退出	教育委員会は、適応指導教室退室通知書を在籍学校長及び保護者に送付する。 【様式5】
---	----	---

\* 様式1～5については、所属校にお問い合わせください。

## 8 開設日及び開設時間

毎週月曜日～金曜日（振替休日・祝日等除く） 9：00～12：00

## 9 開設場所

陽だまり教室 409-1203 甲州市大和町初鹿野1693番地1

電話：0553-34-6065 FAX：0553-34-6068

\* 教育総務課 電話：0553-32-1412 FAX：0553-32-5172